

佐賀県規則第4号

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）及び次に掲げる法律の定めるところにより、法第3条第1項の林業従事者等（以下「林業従事者等」という。）が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援するため、林業従事者等、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号口に規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第2号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）に対する林業・木材産業改善資金の貸付け（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の貸付けを含む。）を行い、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）及び次に掲げる法律の定めるところにより、法第3条第1項の林業従事者等（以下「林業従事者等」という。）が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援するため、林業従事者等、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号口に規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第2号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）に対する林業・木材産業改善資金の貸付け（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の貸付けを含む。）を行い、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

改正前	改正後
<p>(貸付金の利率、償還期間等)</p> <p>第6条 貸付金は、無利子とし、その償還期間は、10年以内(3年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、次の各号に掲げる資金の償還期間については、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 山村振興法第8条第1項及び第7項の同意を得た山村振興計画に従って同条第6項第1号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な資金 12年以内(5年以内の据置期間を含む。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災(以下「東日本大震災」という。)により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物(加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者にあつては、同法に基づき平成29年3月31日までに県の貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、前項各号(第7号及び第8号を除く。以下この項において同じ。)に掲げる資金の償還期間(据置期間を含む。以下この項</p>	<p><u>(9) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)</u></p> <p>(貸付金の利率、償還期間等)</p> <p>第6条 貸付金は、無利子とし、その償還期間は、10年以内(3年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、次の各号に掲げる資金の償還期間については、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 山村振興法第8条第1項及び第7項の同意を得た山村振興計画に従って同条第6項第1号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するために必要な資金 12年以内(5年以内の据置期間を含む。)</p> <p><u>(9) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条第4項の認定を受けた者が当該認定に係る事業計画に従って同条第1項の木材生産流通改善施設を整備するために必要な資金 12年以内(3年以内の据置期間を含む。)</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災(以下「東日本大震災」という。)により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物(加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者にあつては、同法に基づき平成29年3月31日までに県の貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、前項各号(第7号から第9号までを除く。以下この項において同じ。)に掲げる資金の償還期間(据置期間を含む。以下こ</p>

改正前	改正後
<p>において同じ。)については、それぞれ当該各号に定める償還期間を3年延長して適用するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>様式第1号(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>(添付資料)</p> <p>1～8 略</p> <p>9 申請者は、上記1～8の資料と併せて誓約書(様式第1号の2)を添付すること。</p> <p>略</p>	<p>の項において同じ。)については、それぞれ当該各号に定める償還期間を3年延長して適用するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>様式第1号(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>(添付資料)</p> <p>1～8 略</p> <p>9 <u>木材の安定供給の確保に関する特別措置法第15条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する事業計画の認定書の写しを添付すること。</u></p> <p>10 申請者は、上記1～9の資料と併せて誓約書(様式第1号の2)を添付すること。</p> <p>略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。